第２期　東御市
子ども・子育て支援事業計画

東御市

計画期間　令和２年度から令和６年度

はじめに

東御市では平成27年に策定した「第１期東御市子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て支援に関する施策に取り組んでまいりました。

現在、子どもや子育てを取り巻く環境は、急速な少子化の進行、就労の多様化、子育て世帯の孤立感や負担感による児童虐待の発生など、様々な取組や対策を上回る速度で複雑かつ深刻化しております。本市においても、人口は平成 19 年をピークに減少に転じており、これらの課題に対応した施策を進める必要が生じています。

市では、本年度「第１期東御市子ども・子育て支援事業計画」が最終年を迎えることから、現在の子育て支援に係る制度や子育て環境の変化などを反映させ、多くの関係の皆様方のご協力により現計画の見直しを行い、次期子育て支援事業の５か年計画を策定しました。

この計画は、第１期計画を継承し、第２次東御市総合計画・後期基本計画の基本目標「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」及び「ともに支え合い、みんなが元気に暮らせるまち」を基本理念とし、子ども一人ひとりの個性や特性が尊重され、すべての子どもが健やかに成長できる東御市となることを目的とするものであります。本計画に沿って、市民の皆様とともに子育て施策を推進する所存でございますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。引き続き、子どもは「地域の宝」として地域全体で子育てを支えることを受け継いでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました子育て支援審議会、アンケート、パブリックコメントなどで貴重なご意見を賜りました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和２年３月

東御市長　　花岡　利夫

目　次

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨…… 2
2　計画の位置づけ…… 3
3　計画の期間…… 3
4　計画の策定体制…… 3
5　SDGｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み…… 4

第２章　子どもと子育て家庭の現状と課題

1　東御市の子ども・子育てを取り巻く状況…… 8
2　第１期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価……13
3　ニーズ調査結果からみた子育て環境……21
4　市内企業及び事業所対象調査について……28

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念及び基本目標……32

第４章　分野別施策の展開

1　教育・保育提供区域の設定……36
2　子ども・子育て支援法の事業類型……38
3　教育・保育給付対象事業の確保方策……39
4　需要量の算出方法……40
5　教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策……42
6　地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策……43
7　子育て支援施策の推進……48

第５章　計画の推進

1　計画の推進……62
2　計画の進行管理……62

資料編　64

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行、核家族化の進行及び就労環境の変化等により子育て家庭や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、社会全体で子育てを支援していくことが必要であるということから、国は、「仕事と子育ての両立」を根幹とした「エンゼルプラン」や次世代育成支援対策基本法を制定し、市では「次世代育成支援対策行動計画」等を作成し、子育て支援施策の総合的な推進を図ってきました。

また、平成24年８月の子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連３法」の成立により、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年４月から市町村を実施主体とした新たな子ども・子育て支援制度に移行することとなりました。こうした流れに沿い、市では「第１期東御市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から31年度の５か年間総合的な子育て支援施策を推進してきました。

しかし、全国的には依然として少子高齢化及び核家族化は進行し、日々の子育てに対する支援や協力を得ることは困難な状況にあり、子育ての孤立化や虐待予防は大きな課題となっています。

東御市でも少子高齢化と核家族化が進行し、ひとり親世帯は横ばいであるものの、共働き世帯は増加し、出産や育児に伴うワークライフバランスを保つことが大きな課題となっています。保護者が子育ての責任を果たすことや自信をもって子育てができる環境を整え、親としての成長を支援し、父親の育児参加を推奨する等、さらなる仕事と子育ての両立を支える環境づくりが求められています。

子どもの側からみると、少子化の進行により子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、異年齢の中で育ちあう機会が減少し、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。子育て家庭だけではなく、地域社会全体が子育てや子育ちに参画し、共に見守り続けることにより、共に成長しあっていくことも重要です。

このような状況の中、令和元年10月１日より幼児教育・保育の無償化の実施とともに、「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策等制度の施行や関連施策の動向を反映した「第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

地域全体で子育てを支える環境を整え、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目指し、第１期東御市子ども・子育て支援事業計画の理念を踏襲し、第２期東御市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2　計画の位置づけ

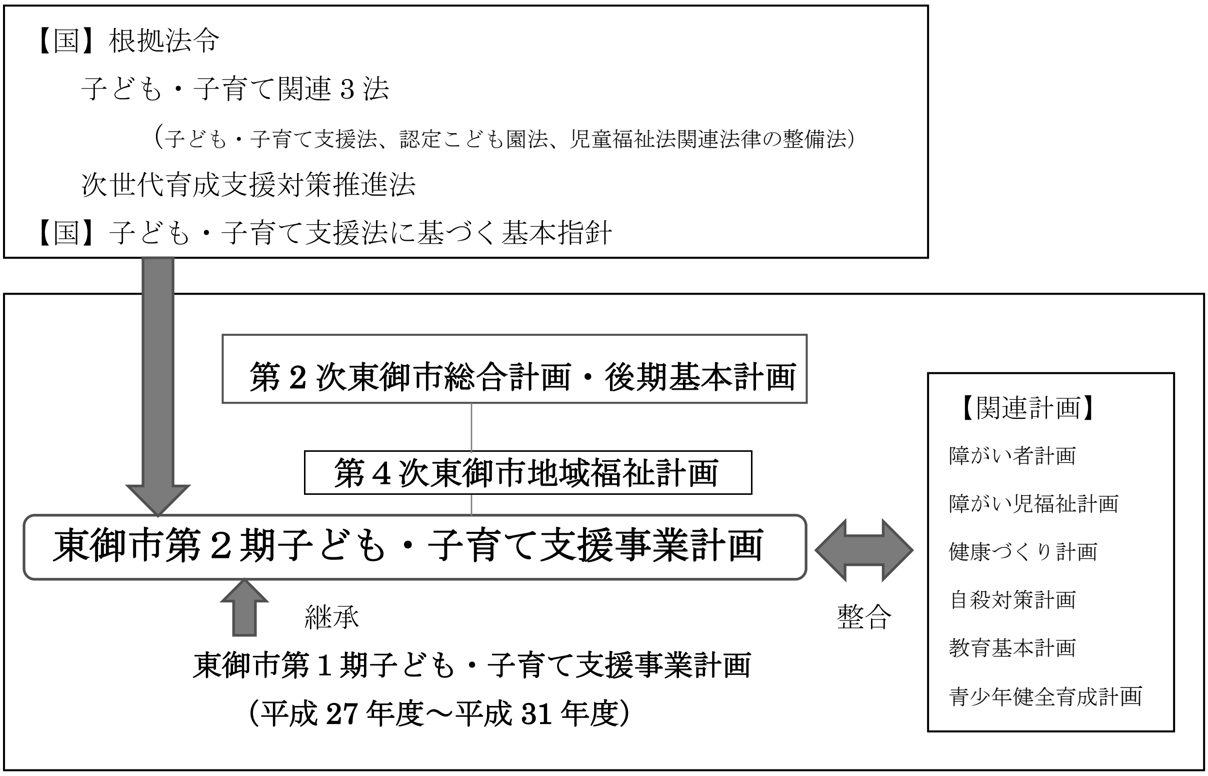

3　計画の期間

計画の期間は令和２年度（2020）から令和６年度（2024）までの５年間とします。

平成 27～31 年度 2015～2019 年度	令和２年度 2020 年度	令和３年度 2121 年度	令和４年度 2022 年度	令和５年度 2023 年度	令和６年度 2024 年度
第１期子ども・子育て支援事業計画	第２期子ども・子育て支援事業計画 必要に応じて見直し				

4　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、計画策定のためのニーズ調査及び市内企業等の調査を実施し、子育て世代のニーズや企業等の子育て支援施策を把握するとともに、第１期子ども・子育て支援事業計画の実績から評価を行い、子育てをめぐる社会情勢の変化、各種統計等から現状や課題の把握に努めました。

これらを踏まえ、子育て支援審議会を開催し、計画の内容について審議し、本計画の策定作業を進めました。

5　SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

本計画に掲げる施策と特に関連するＳＤＧｓの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

1 貧困をなくそう	貧困	**【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに	飢餓	**【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を	保健	**【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

	教育	**【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	**【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	経済成長と雇用	**【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	インフラ、産業化、イノベーション	**【目標9】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	**【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	**【目標 11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	**【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	平和	**【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	**【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。** 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

第２章　子どもと子育て家庭の現状と課題

1　東御市の子ども・子育てを取り巻く状況

（1）人口

東御市の人口は、平成 19 年から減少に転じており、今後も減少傾向が続くものと推定されます。また、年齢別人口構成比の推移をみると、14 歳以下の年少人口割合は平成 12 年の 16.0％から平成 27 年には 13.3％に減少しています。年齢 3 区分別人口によると、少子化の傾向が顕著に進んでいることがわかります。

【人口と世帯数の推移】 各年 10 月 1 日現在

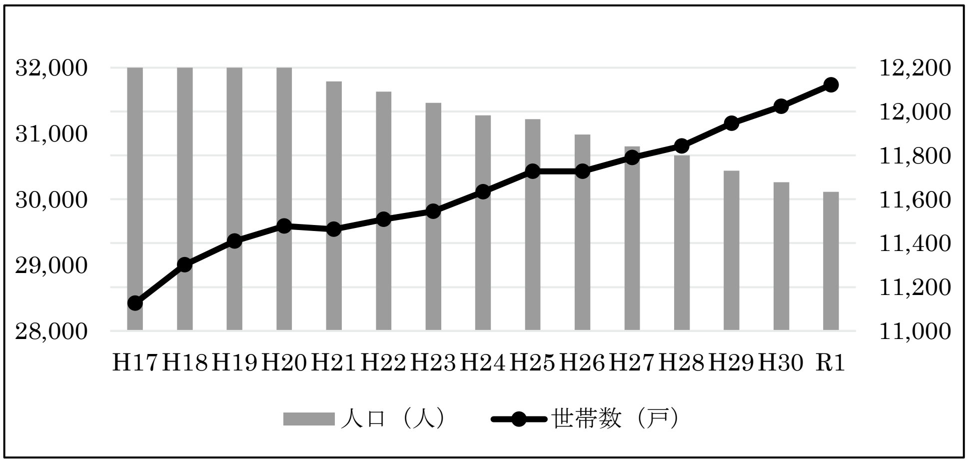

資料：国勢調査及び　東御市統計より

【年齢 3 区分別人口の推移】　（単位：人）

	2015 年 平成 27 年	2020 年 令和 2 年	2025 年 令和 7 年	2030 年 令和 12 年	2035 年 令和 17 年	2040 年 令和 22 年	2045 年 令和 27 年
総人口（人）	30, 107 内不明４件	29, 320	28, 389	27, 406	26, 309	25, 084	23, 781
0－14 歳（人）	**4, 018**	**3, 715**	**3, 441**	**3, 192**	**2, 965**	**2, 798**	**2, 629**
総人口に占める割合 (%)	**13. 4**	**12. 7**	**12. 1**	**11. 6**	**11. 3**	**11. 2**	**11. 1**
15－64 歳（人）	17, 380	16, 284	15, 461	14, 632	13, 844	12, 592	11, 576
総人口に占める割合 (%)	57. 6	55. 5	54. 5	53. 4	52. 6	50. 2	48. 6
65 歳以上（人）	8, 705	9, 321	9, 487	9, 582	9, 500	9, 694	9, 576
総人口に占める割合 (%)	28. 9	31. 8	33. 4	35. 0	36. 1	38. 6	40. 3

※平成 27 年までは実績値、令和 2 年以降は推計値

出典：実績値　総務省「国勢調査」（2000 年～2015 年）

推計値　国立社会保障人口問題研究所による人口推計（2018 年）

【就学前子どもの人口推計】　（単位:人）

	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度
0 歳	209	205	201	196	192
1～2 歳	448	439	430	421	411
3～5 歳	705	692	681	667	655
0～5 歳児	**1,362**	**1,336**	**1,312**	**1,284**	**1,258**

※コーホート変化率推計による

（２）家庭環境

1 世帯あたりの人員をみると、平成 17 年の 3.03 人に対し、平成 27 年には 2.70 人に減少しています。ひとり親世帯数は横ばいの状況です。平成 26 年度及び平成 30 年度子育て支援に関するニーズ調査から、共働き世帯が増加していることがわかります。

【1 世帯当たり人員】　（単位：人）

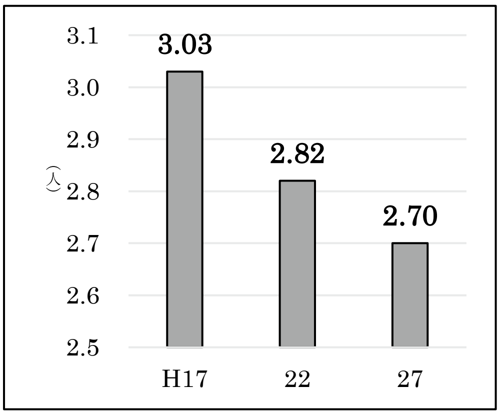

各年　東御市統計より

【ひとり親世帯数】　（単位：世帯）

年度	総世帯数		
		うち母子家庭	うち父子家庭
H26	384	352	32
27	380	349	31
28	384	354	30
29	381	350	31
30	373	347	26

第 3 次東御市地域福祉計画より抜粋

【専業主婦世帯と共働き世帯割合】

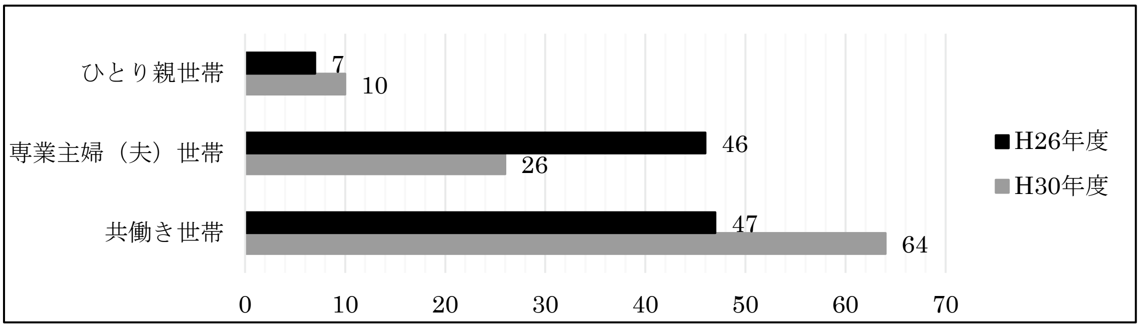

東御市子育て支援に関するニーズ調査より

（3）出生の状況

出生数は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況です。また母親の出産年齢のピークは30～34歳となっています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】　（単位：人）

	総数	当市	長野県	全国
平成26年	223	1.55	1.54	1.42
平成27年	233	1.56	1.58	1.45
平成28年	208	1.46	1.59	1.44
平成29年	203	1.50	1.56	1.43
平成30年	234	1.69	1.57	1.42

各年東御市保健衛生より

【出生順位】　（単位：人）

	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上
平成26年	223	99	84	36	4	0
平成27年	233	93	90	37	9	4
平成28年	208	75	90	32	9	2
平成29年	203	89	71	32	10	1
平成30年	234	115	70	36	11	2

各年東御市保健衛生より

【出生時の母の年齢】　（単位：人）

	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
平成26年	223	6	27	60	72	48	10	0
平成27年	233	3	15	61	80	61	13	0
平成28年	208	3	17	57	67	50	12	2
平成29年	203	0	15	63	79	38	8	0
平成30年	234	3	26	62	79	53	11	0

各年東御市保健衛生より

（4）児童虐待の状況

児童虐待の相談件数及び認知件数は年々増加しており、県における平成 28 年度の認知件数は 504 件となり、統計を取り始めた平成 11 年度以降最多となっています。

当市における児童虐待認知件数及び種別は下表のとおりです。

【県の児童虐待の認知件数】 （単位：件）

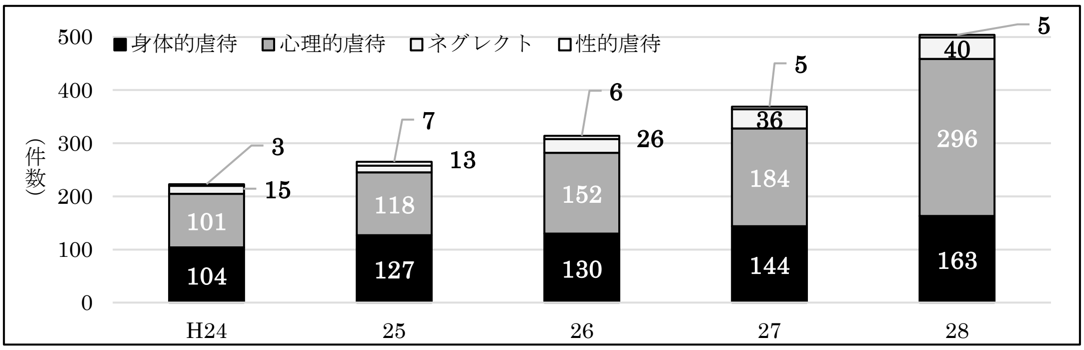

【市の児童虐待の認知件数】 （単位：件）

	件数	種別・類型
平成 27 年度	36	身体（11）※ネグレクト（23）心理的（２）性的（０）
平成 28 年度	39	身体（11） ネグレクト（８）心理的（20）性的（０）
平成 29 年度	32	身体（13） ネグレクト（４）心理的（15）性的（０）
平成 30 年度	45	身体（６） ネグレクト（11）心理的（28）性的（０）

資料：「東御市虐待等防止等連絡協議会」資料より

※　「ネグレクト」とは、特に低年齢児の養育を著しく怠っている状態を言い、食事や衣服の世話や排せつ物の始末を行わない、長時間の放置等があること。

（5）障害児の状況

身体障がいについては、重度の等級の方が多い傾向にあります。等級別でみるとＢ１とＢ２の手帳所持者が多く、軽度の知的障がいと発達障がいが重複している児童も増加傾向にあります。

【身体障がい者手帳所有者数及び等級別年齢別人数】 各年度末現在の取得者 （単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 22 年度	279	186	281	346	131	110	1, 333
平成 25 年度	238	192	308	388	117	116	1, 359
平成 28 年度	245	174	282	367	112	107	1, 287
平成 28 年度 18 歳未満人数	4	3	2	2	0	1	12

資料：第 5 期東御市障がい福祉計画より

【療育手帳所持者数（重症心身障害者含む）及び等級別年齢別人数】

各年度末現在の取得者（単位：人）

	A1	A2	B1	B2	計
平成 22 年度	65	4	57	73	199
平成 25 年度	62	5	64	85	216
平成 28 年度	69	4	79	94	246
平成 28 年度中 18 歳未満人数	9	0	13	28	50

資料：第 5 期東御市障がい福祉計画より

（6）教育・保育の利用の現状

未満児における入園率は年々増加しています。特に１、２歳児については、平成 30 年度は 50%程の子どもが入園しています。

【東御市の入園状況】

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	人口 （人）	入園数 （人）	入園率 （%）	人口 （人）	入園数 （人）	入園率 （%）	人口 （人）	入園数 （人）	入園率 （%）	人口 （人）	入園数 （人）	入園率 （%）
0 歳	233	47	20.2	218	49	22.5	198	54	27.3	223	57	25.6
1・2 歳	481	120	24.9	468	210	44.9	470	230	48.9	415	208	50.1
3～5 歳	797	767	96.2	780	772	99	755	729	96.6	743	723	97.3
0～5 歳	**1,511**	**934**	**61.8**	**1,466**	**1,031**	**70.3**	**1,423**	**1,013**	**71.2**	**1,381**	**988**	**71.5**

人口(住民基本台帳人口):各年4月1日　入園数:各年度 3 月現在

2　第１期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価

（1）子どものための教育・保育の確保方策

①施設型給付及び地域型保育給付の量の見込及び確保方策　（単位：人）

区分	保育給付	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
量の見込	1 号認定（幼稚園の在園児３～5 歳児）	109		106		106		103		102	
	2 号認定教育ニーズ	74		73		72		0		0	
	2 号認定その他	534		525		519		627		623	
	3 号認定（0 歳児）	30		29		29		46		45	
	3 号認定（１～２歳児）	176		172		169		225		222	
	合　計	923		906		895		1,001		992	
確保方策	1・2 号認定（特定教育・保育施設）	608	643	598	663	591	633	631	629	627	619
	1・2 号認定（確認を受けない幼稚園※ア）	109	81	107	62	106	62	99	62	98	58
	1・2 号認定（認可外保育施設※イ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	3 号認定（0 歳児　特定教育・保育施設）	28	44	27	45	27	43	37	46	36	47
	3 号認定（0 歳児　地域型保育※ウ）	2	3	2	5	2	11	9	11	9	14
	3 号認定（0 歳児　認可外保育施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 号認定（1・2 歳児 特定教育・保育施設）	172	164	168	199	165	212	204	184	201	188
	3 号認定（1・2 歳児 地域型保育）	4	6	4	11	4	18	21	24	21	19
	3 号認定（1・2 歳児 認可外保育施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	923	941	906	985	895	979	1,001	956	992	955

※ア新制度に移行しない幼稚園です。

※イ認可外保育施設は、児童福祉法第 35 条第３項の届出をしていない、又は第４項の認可を受けていない保育施設を総称したものです。

※ウ地域型保育は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

②第１期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設型給付及び地域型保育給付の量の見込及び確保方策の評価

平成 27 年度から平成 29 年度は見込量を実績が上回りましたが、各園で受け入れ対応を行うことにより待機児童は発生しませんでした。また平成 29 年度には国の基本指針に基づき見直しを行い、見込量内で対応することができました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

（2）地域子ども・子育て支援事業の確保方策

①　利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業で、平成 27 年度から新規事業として実施しました。本市においては、既に東部子育て支援センターで行っている各種の相談・支援事業等の充実を図る形で実施し、平成 28 年度から専門相談員を配置しました。また、平成 28 年度から保健センターにおいて妊娠期から子育て期に渡る母子保健や育児に関する相談等を円滑に行うための母子保健型を実施しました。

②　地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
確保方策 実施か所数（基本型）	1	1	1	1	1
確保方策 実施か所数（特定型）	0	0	0	0	0
確保方策 実施か所数（母子保健型）	0	1	1	1	1

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の共有、助言その他の援助を行う事業として実施しました。本市では、東部子育て支援センターの「すくすく広場」、北御牧子育て支援センターの「みまき未来館」の運営に該当するものです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込 （延人/年）	13,600	13,700	13,800	17,350	17,900
確保策（実施か所）	2	2	2	2	2
実績（延人/年）	16,570	16,661	16,990	17,857	17,900

③　妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業として実施しました。本市では基本健診 14 回分の受診票を交付しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込（人/年）	232	225	223	217	215
確保策（回数）	14	14	14	14	14
実績（人/年）	215	218	228	187	215

④　乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業として実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度見込
量の見込（人/年）	232	225	223	217	215
確保策（実施か所）	1	1	1	1	1
実績（人/年）	226	203	205	232	215

⑤　養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施しました。本市では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師や家庭児童相談員の訪問指導などを実施し、家事の援助が必要な家庭に対しヘルパーの訪問を委託実施しました。

○家事支援実施数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度見込
量の見込（人回/年）	34	31	30	50	50
確保策（実施か所）	1	1	1	1	3
実績（人回/年）	12	20	51	16	50

⑥　子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施については、必要性に応じて検討しました。利用の相談はありましたが、実績はありませんでした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度見込
量の見込（延人/年）	100	98	96	8	8
確保策（実施か所）	0	3	3	3	3
実績（延人/年）	0	0	0	0	8

⑦　子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリーサポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。事業の実施はできませんでしたが、平成 30 年度及び平成 31 年度に提供会員の養成講座を各９回で３コース実施しました。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度 見込	
量の見込 （実人/年）	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
	49	46	49	46	50	44	49	46	48	46
確保策（実施か所）	0		0		0		0		0	
実績（実人/年）	0		0		0		0		0	

低･･･低学年　高･･･高学年

⑧　一時預かり事業

保護者の急な要件により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。本市の市内6保育園では未入園児を対象に、くるみ幼稚園では在園児を対象に実施しました。

【幼稚園以外（保育園）での一時預かり（未入園児を対象とした預かり保育：一時保育）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込（延人/年）	787	781	777	700	700
確保策（実施か所）	6	6	6	6	6
実績（延人/年）	853	486	580	833	800

※8時間相当利用者

【幼稚園での一時預かり(在園児を対象とした預かり保育）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込（延人/年）	1, 299	1, 299	1, 299	2, 000	2, 000
確保策（実施か所）	1	1	1	1	1
実績（延人/年）	2, 263	1, 771	1, 695	1, 181	900

⑨　延長保育事業

保育所利用者を対象に、保育認定時間外に提供する事業で、本市では6か所の保育園で実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込（実人/年）	613	604	598	800	800
確保策（実施か所）	6	6	6	6	6
実績（実人/年）	773	808	676	793	750

⑩　病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業で、本市では2か所で実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 見込
量の見込（延人/年）	25	25	30	40	40
確保策（実施か所）	2	2	2	2	2
実績（延人/年）	38	50	35	53	45

⑪　放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業として実施しました。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">平成 27 年度</th><th colspan="2">平成 28 年度</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 31 年度
見込</th></tr>
<tr><td rowspan="3">量の見込
（人/年）</td><td>低</td><td>高</td><td>低</td><td>高</td><td>低</td><td>高</td><td>全学年</td><td>全学年</td></tr>
<tr><td>107</td><td>59</td><td>109</td><td>58</td><td>108</td><td>56</td><td rowspan="2">257</td><td rowspan="2">261</td></tr>
<tr><td colspan="2">166</td><td colspan="2">167</td><td colspan="2">164</td></tr>
<tr><td>実績（人/年）</td><td colspan="2">134</td><td colspan="2">164</td><td colspan="2">200</td><td>252</td><td>270</td></tr>
<tr><td>確保策（実施か所）</td><td colspan="2">4</td><td colspan="2">4</td><td colspan="2">4</td><td>7　※1</td><td>9　※2</td></tr>
<tr><td>実績（か所）</td><td colspan="2">5</td><td colspan="2">6</td><td colspan="2">7</td><td>7</td><td>9</td></tr>
</table>

【※1 内訳】田中２　滋野１　祢津１　和２　北御牧１

【※2 内訳】田中２　滋野１　祢津３　和２　北御牧１

低・・・低学年　高・・・高学年

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い副食費の補助を行いました。

⑬　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育･保育施設等への民間事業所の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業所の能力を活用した特定教育･保育施設の設置や運営を促進するための事業で、本市においては、特定教育･保育の提供体制が充実していることから、実施はしませんでした。

（３）　第１期子ども・子育て支援事業計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の見込及び確保方策の評価

見込量と実績に大きなかい離が生じた事業については、平成 29 年度の見直しにより見込量及び確保方策の修正を行い、概ね計画どおりに実施できました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

（４）子育て支援施策の推進における評価

各事業は、第２次東御市総合計画に沿って体系化し、充実強化を図りながら実施しました。

①　子育て支援の核となるセンター機能の充実

０歳から就園前の子どもとその保護者を対象に、東部及び北御牧子育て支援センターや地区の公民館、市内の自然公園等で交流の拡大を図るため、遊びの提供や親子交流、子育てに関する学び、相談事業等を開催しました。これらの活動については、広報及び子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」に掲載して情報発信し、子育て支援センターの各種事業への参加を促しました。子育てに関わる情報を集約した「子育てガイドブック」については、子どもが誕生した家庭に配布していましたが、平成 30 年度に情報をデータ化し、市ホームページ及び子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」上に掲載しました。

また、地域の子育て力の向上と子育てに係る人材を養成するために「子育て支援サポーター養成講座」を平成 26 年度から平成 30 年度の５か年間実施し、63 人のサポーターを養成しました。子育て支援事業への協力をいただくとともに、各地区のサークルを通じて子育て世代との交流を推進しました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

② ファミリーサポート体制の構築

家庭に子どもがいる幸福感を実感できるよう、育児不安や孤立感を軽減するために、相談や健診等を通じて母子の健康づくりを支援しました。また保健センターと子育て支援センター、保育園、福祉等が連携し、支援の必要な家庭に対し、個別支援会議等を開催し必要な支援を行うなど、細やかな支援のための連携を図りました。

経済的支援として、子育て家庭優待パスポートの発行や幼稚園に通園している子どもの保護者に対する保育料の補助、教育資金利子補給事業等を実施しました。

仕事と子育ての両立については、「ママのための就労相談」の開催や男女共同参画に係るポスターの掲示等関係機関と協力しながら啓発活動を行いました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

③ 発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築

発達特性についての正しい理解を促すため、住民向け研修会を開催したり、子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」の掲載等により啓発を図りました。また早期発見のため、各種講座や相談事業を実施し、保護者の育児の困り感への対応に努めました。入園においては、関係機関と連携し、適切な加配保育士の配置に努めました。年中児対象の５歳児発達相談事業では、園と家庭で子どもの姿を共有し、必要な支援を行い、適切な就学につながる体制を整えました。これらの取り組みの経過から、子どものライフステージに添い、子どもの持つ特性を考慮し、必要な時期に必要な支援が受けられる支援体制の構築を図りました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

④ より豊かな幼児教育、保育の実践

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、良好な保育環境を整えるため、市内公立５園の園舎の改築整備を行いました。また、市内私立保育園についても、増改築に対し補助を行い保育環境の向上を図りました。

また、質の高い保育サービスを提供するため保育士研修を充実させたほか、東御市独自の取り組みとして運動遊び事業を実施し、各年齢で子どもの運動評価を行い、家庭との共有により子どもの育ちを応援しました。また保護者の保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実に努めました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

⑤　子どもたちの安全で安心な居場所づくり

放課後の居場所として、児童に健全な遊びの機会を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館を適切に運営しました。

子どもたちが安全で安心して活動できる環境づくりとして、市内保育園等において親子を対象に交通安全教室を開催し、交通安全の啓発を図りました。また、防犯教室を実施し、防犯意識の啓発を行いました。地域においても市内各所で交通安全週間に合わせ啓発活動や防犯に関わる看板等を設置する等啓発を図りました。また、市内道路環境の整備や公園を安心して安全に利用できるよう公園維持管理事業を実施しました。

【総合評価】施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ

⑥　生涯を通じた健康増進の推進

②ファミリーサポート体制の構築に再掲

3　ニーズ調査結果からみた子育て環境

（1）ニーズ調査概要

調査名：「第２期東御市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査

調査期間：平成 31 年１月

調査対象者：０歳から低学年（８歳）までの子どもを持つ家庭　450 世帯

調査方法：所属園・学校からの配布及び郵送配布等

所属園での回収及び返送等

調査の回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率（%）
就学前児童	３３７	１９８	５８．８
小学生児童	１１３	６２	５４．９
計	４５０	２６０	５７．８

【集計表について】

設問に関する回答は、１つのみ回答するものと、複数回答のものがあります。複数回答の集計表の割合表記は有効数字を小数第１位としており、縦の合計は 100%とならないところがあります。

（2）ニーズ調査結果概要

①保護者の就労状況

【父親の就労状況】

平成 26 年に比べ就園前児童の父親のフルタイムの就労割合が減少し、パート・アルバイトが若干増加しています。

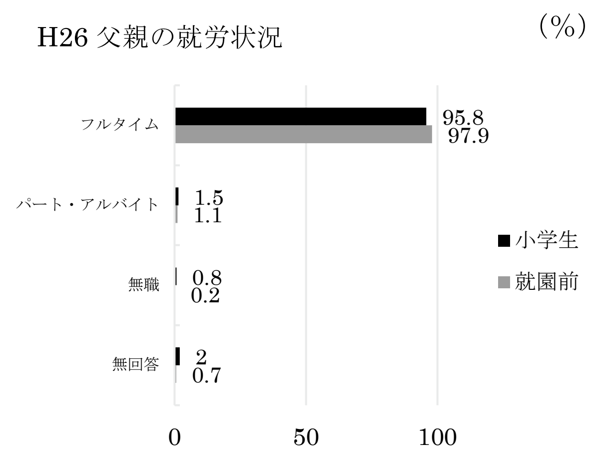

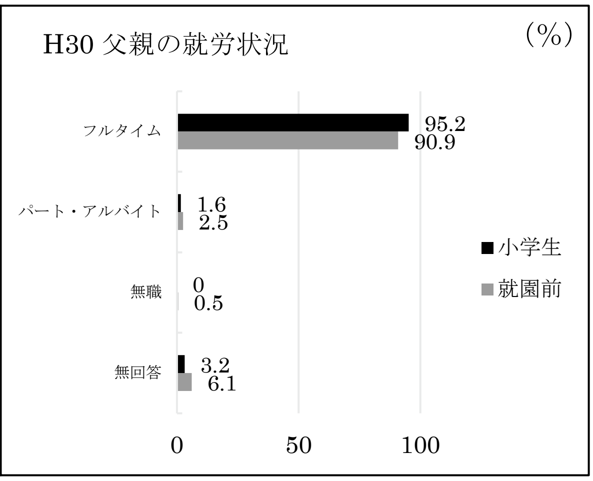

【母親の就労状況】

平成 26 年に比べ就園前児童・小学生ともに母親のフルタイムの就労割合が増加し、パート・アルバイトが減少しています。

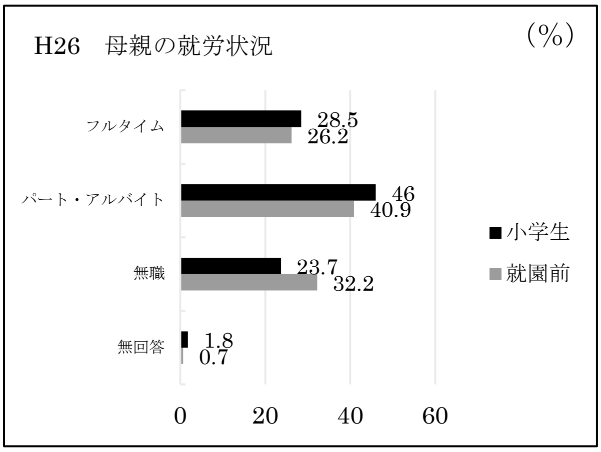

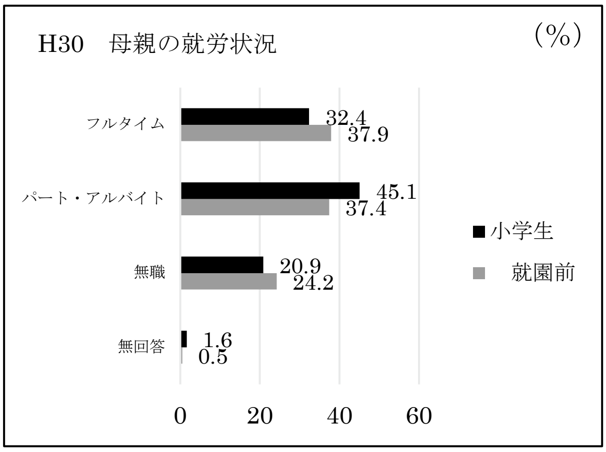

②教育・保育事業の利用状況

就学前児童のうち「定期的に教育・保育施設を利用している」のは、71.2%です。この値は平成30年度0歳から5歳までの子どもの入園状況の実績値(入園率71.5%)とほぼ一致しています。

【定期的な教育・保育の利用割合】

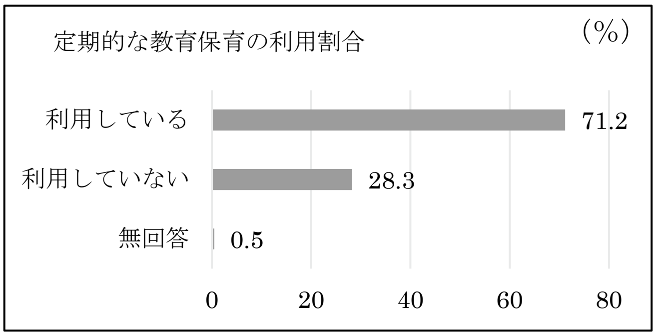

③定期的に利用したい事業

保育園の利用希望が多く 87.9%となっています。

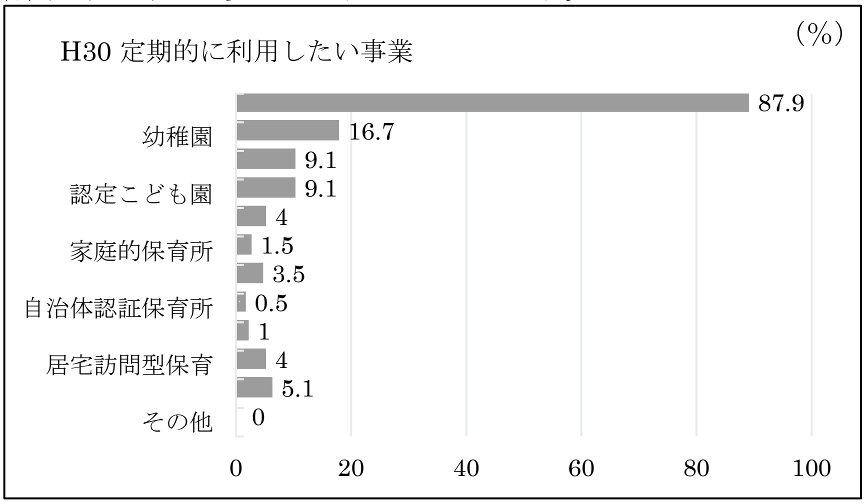

④病気の際の対応について

【病気やけがで教育・保育を利用できなかったこと】

就学前児童・小学生ともに「あった」が増加しています。

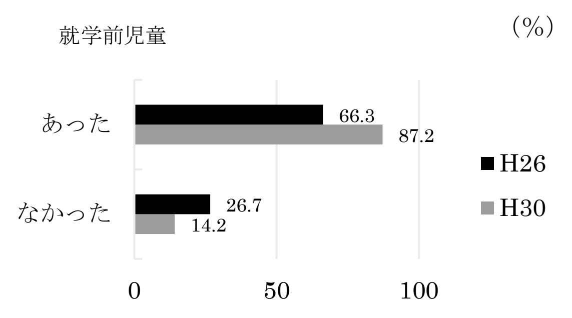

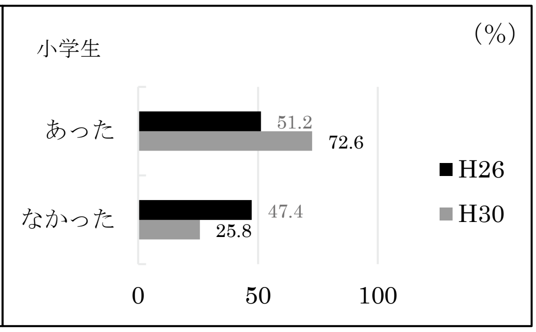

【この１年間に行った対処方法について】

「就労している母親が仕事を休んだ」との回答が多い結果となっています。

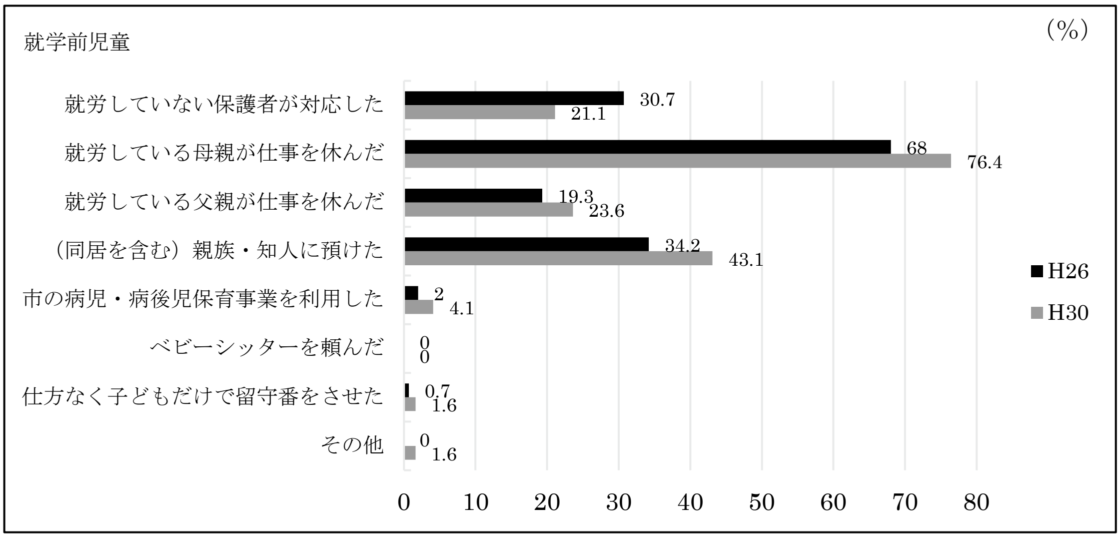

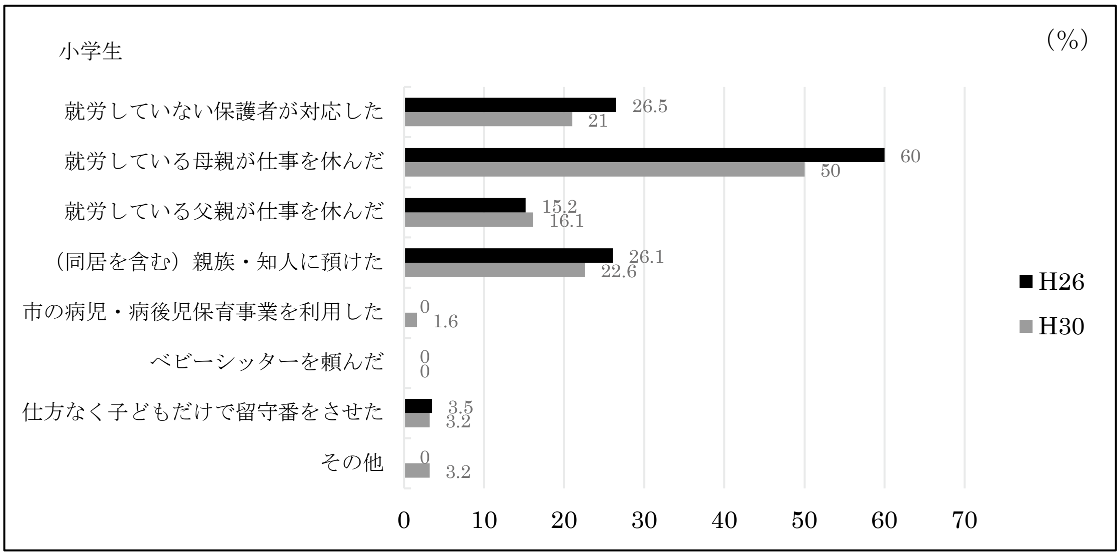

【仕事を休んで対応した保護者の病児・病後児保育事業の利用について】

「できれば利用したいと思った」は就学前児童に多く、「利用したいとは思わなかった」は小学生に多くなっています。

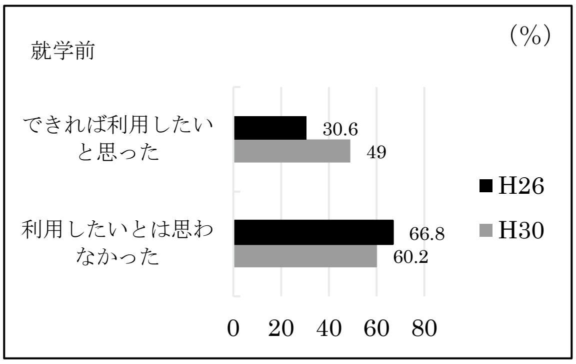

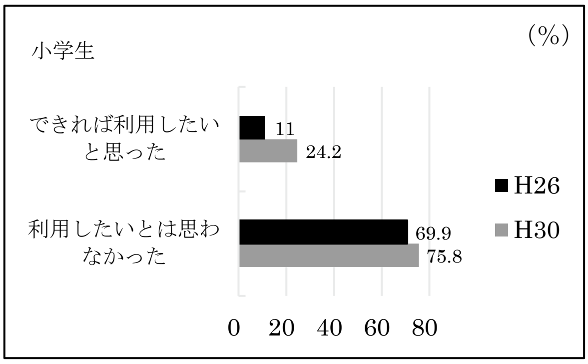

【「できれば利用したい」とした場合の預け先】

就学前児童・小学生ともに「小児科併設施設」が多く、小学生では「ファミリーサポートセンター」が 37.5%と平成 26 年度に比べ増加しています。

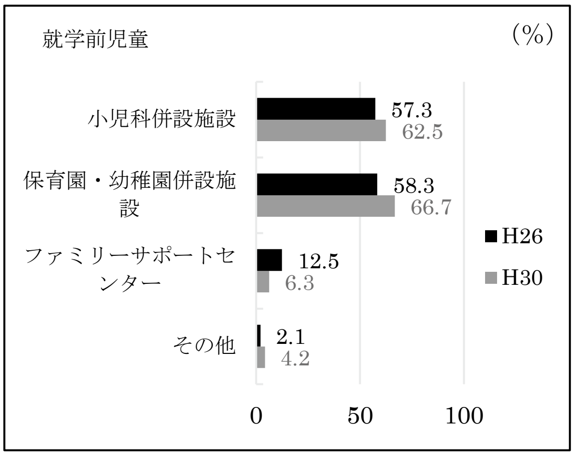

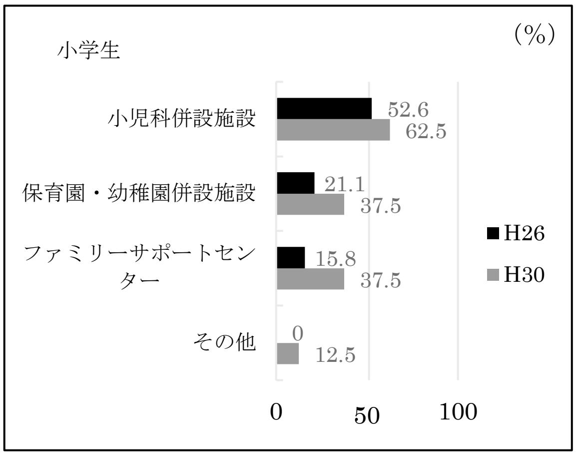

⑤放課後の過ごし方

児童館、児童クラブ利用の希望が平成 26 年度に比べ増加しています。

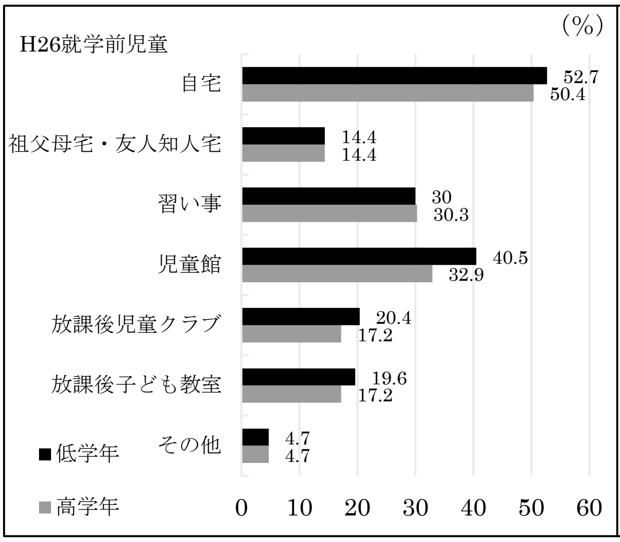

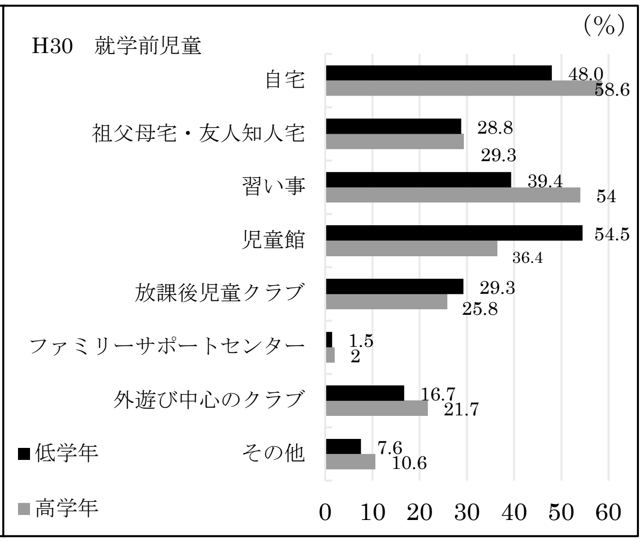

⑥自然遊びや火おこし、木登り、水遊びなどの自分の責任で自由に遊べる「プレーパーク※」のような遊び場の利用について

就学前児童、小学生ともに、「利用したい」が 82.3%です。利用したい時間帯の内訳は、「放課後希望」が就学前児童 54%、小学生 46.8%、「放課後以外の時間希望」は、就学前児童 21.2%、小学生 32.3%となっています。日常的に遊び場を利用したい保護者が多くいます。

項目	就学前児童		小学生	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）
利用したい	163	82.3	51	82.3
（内訳　放課後希望	(107)	(54.0)	(29)	(46.8)
放課後以外の時間希望）	(42)	(21.2)	(20)	(32.3)
利用したくない	13	6.6	5	8.1
利用する必要はない	13	6.6	5	8.1

※「プレーパーク」とは、大人は最低限の見守りのみで子どもが自由に遊ぶための禁止事項が少ない公園等

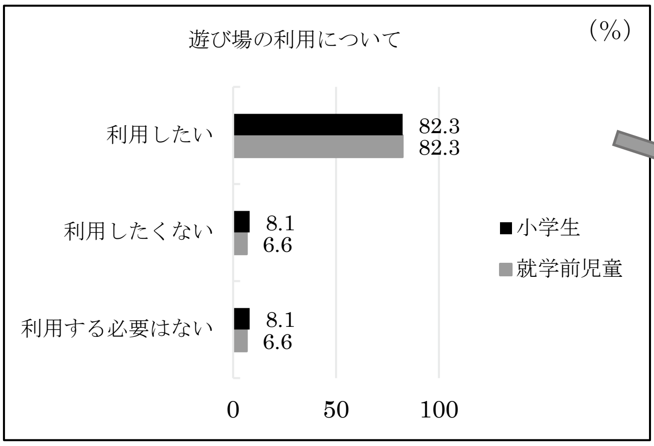

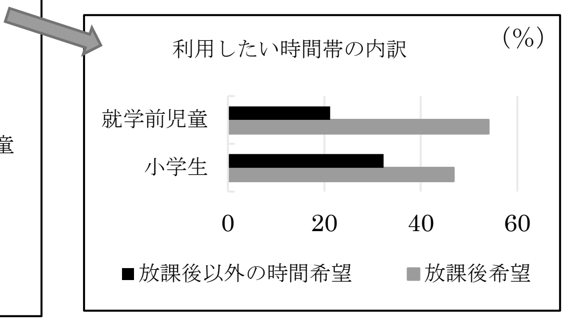

⑦東御市の子育て全般について

【子育てがしやすいまちか】

平成 26 年度に比べ「子育てがしやすい」「ふつう」と答えた割合は、就学前児童、小学生ともに増加しています。

（単位：%）

項目	就学前児童		小学生	
	平成 26 年度	平成 30 年度	平成 26 年度	平成 30 年度
子育てがしやすい	20.3	32.8	18.3	30.6
ふつう	42.8	48.5	48.3	58.1
子育てがしやすくない	10.6	4.0	9.6	4.8
わからない	23.2	13.6	22.9	6.5
無回答	3.1	1.0	0.9	0.0

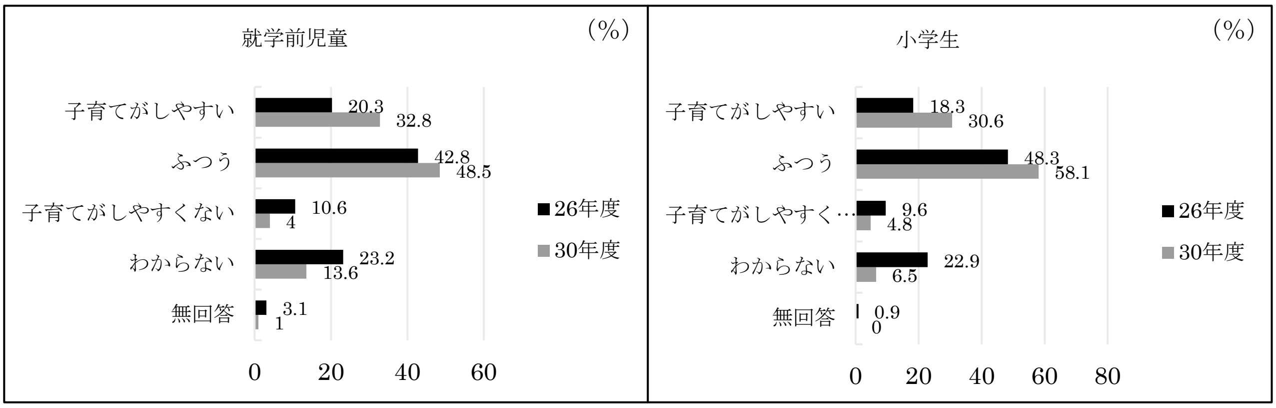

【子育てに関して日常的に悩んでいること、あるいは気になること】

就学前児童では、平成 26 年度、平成 30 年度ともに「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」「病気や発育発達に関すること」が上位を占めています。

小学生では、平成 26 年度、平成 30 年度ともに「子どもの教育に関すること」「子どもの友達づきあいに関すること」「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」が上位を占めています。また「特にない」が、平成 30 年度は平成 26 年度に比べ 17.5%増えています。

（単位：%）

項目	就学前児童		小学生	
	平成 26 年度	平成 30 年度	平成 26 年度	平成 30 年度
病気や発育発達に関すること	33.2	34.3	21.8	12.9
食事や栄養に関すること	34.7	44.9	21.6	12.9
子どもとの接し方に自信が持てないこと	21.0	16.7	16.7	11.3
子どもと過ごす時間が十分取れないこと	27.6	27.8	27.4	16.1
子どもの教育に関すること	34.9	31.8	40.1	27.4
子どもの友達づきあいに関すること	25.5	21.2	39.6	38.7
子どもの登園拒否や不登校など	2.5	2.5	2.7	1.6
その他	4.0	4.5	2.4	0.0
特にない	14.7	13.6	18.0	35.5

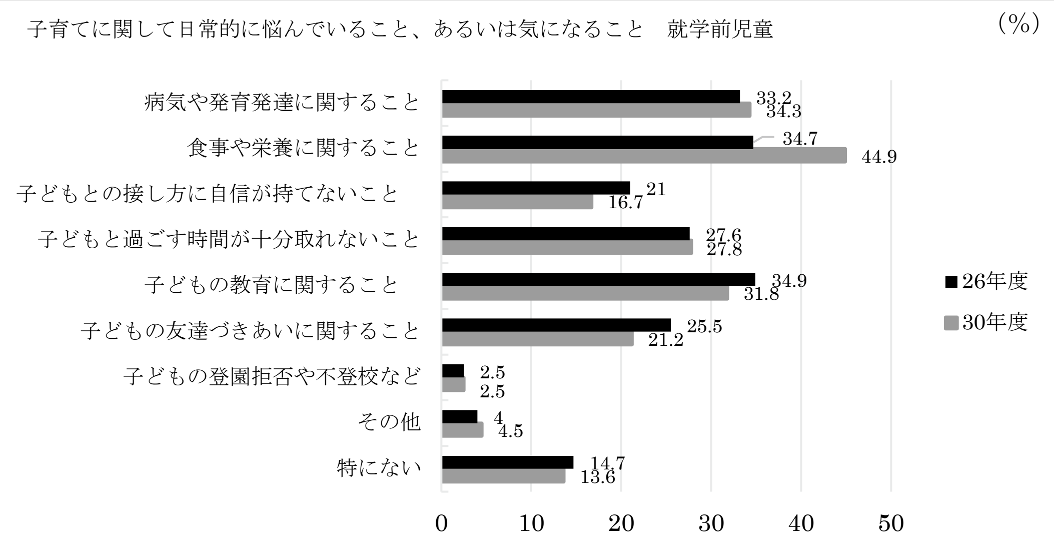

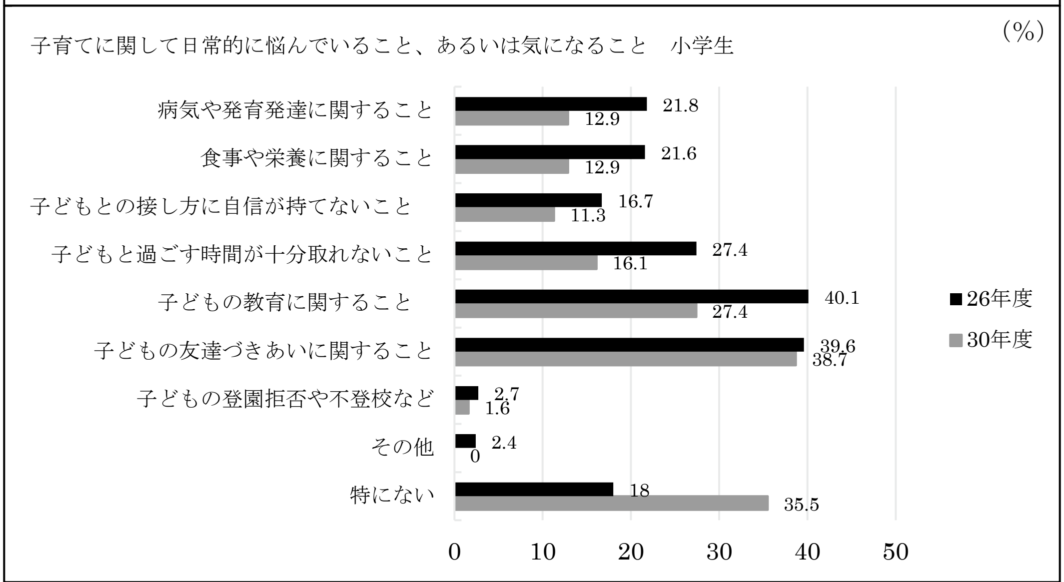

4　市内企業及び事業所対象調査について

（１）調査概要

調査名：子育て支援事業等に関するアンケート調査

目　的：市内企業及び事業所の子育て支援施策の状況を把握し、第２期子ども・子育て支援事業計画に反映させる。

対　象：市内企業及び事業所37社（従業員50名以上）

調査時期：平成30年11月

回収状況：25社

回収率：67.6％

（２）調査結果

①保育所又は託児所の有無について

ある　2　　（内訳）定員　なし１　　定員　６人　１

- ・通常保育以外の事業
- ・一時預かり事業　２

ない　23

②「社員の子育て応援宣言」※1について

知っている　16　（うち　登録済み　６）

知らない　9

③「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」※2について

策定している　10

策定していない　6

今後策定予定　5

策定予定なし　4

④独自の仕事と育児の両立支援に関する事業について

実施している　4　（内容）

- ・従事者が利用できる保育施設の設置、運営
- ・フレシキブルな就業時間
- ・企業主導型保育園との連携

実施していない　15

⑤子育て支援に係る施策等について、行政への意見・希望

- ・育休利用者が増える中、年度途中では保育園に入所できず育休延長により職場復帰が遅くなるケースが増えています。育休制度を利用しやすい施策を望みます。
- ・今後の検討内容が多いので、行政からのアドバイスが必要
- ・企業と行政とが連携して子育て支援施策を検討・実施できたらよい。

※1「社員の子育て応援宣言」とは

企業及び事業所のトップの方に、「従業員の仕事と子育ての両立が容易となる、働きやすい職場環境づくりを推進するための取り組み」を宣言していただき、その内容を長野県へ登録する制度です。平成 30 年 6 月現在東御市では 22 事業所が登録をしています。

※2「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」とは

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方自治体、企業及び国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月から施行されています。この中で常時雇用する労働者が 101 人以上の企業には、行動計画の策定、届出、公表、及び周知が義務付けられています。100 人以下の企業は努力義務とされています。

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念及び基本目標

上位計画である第 2 次東御市総合計画の基本目標を本計画の基本理念に掲げ、子育て支援における目標に位置付けます。

基本理念 1　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標 1　安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

家庭や地域に子どもがいる幸福感を実感できるよう、子育て家庭への細やかな支援を推進し、地域とともに子どもを安心して産み育てられる環境を目指します。また発達特性を早期に発見し適切な療育を促す支援をするとともに、幼児の自発性、好奇心などを重視した取り組みにより、生涯の生活の基礎となる生きる力をはぐくみ、より豊かな幼児教育・保育の実現を目指します。

基本目標 2　心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

心豊かにたくましく生きる子どもを育むため、安全で安心な放課後児童の居場所づくりと教育環境の充実を目指します。

基本施策

（1）子育て家庭への細やかな支援の充実
（2）より豊かな幼児教育・保育の実践
（3）安心して子育てできる環境づくり
（4）安心・安全な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

基本理念　２　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　１　生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

自らの健康は自らつくることを基本に、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康で元気なまちを目指します。

基本目標　２　誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

地域で暮らす一人ひとりの市民が主役になって、地域の絆を深め、ともに支えあいながらまとまりを育むことにより、福祉が充実した地域社会の実現を目指します。

障がい児が福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図ると共に、障がいのある人もない人も尊重しあって地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

児童虐待、障害児虐待の防止、早期発見、早期相談、早期対応、早期支援に関する施策を推進するとともに権利擁護体制の充実を図り、安心して生活を営めることを目指します。また子どもの貧困対策に向けた施策の推進を図ります。

基本施策

（１）生涯を通じた健康増進の推進
（２）支えあう地域福祉づくりの推進
（３）障がい児福祉の充実
（４）虐待防止の推進
（５）子どもの貧困対策の推進

第４章　分野別施策の展開

1　教育・保育提供区域の設定

（１）　教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第２項）

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。本市では、第1期計画においては、「小学校区」と定めましたが、保護者の就労により入園先を柔軟に決定できることから、第2期計画においては、「全市」と定めます。

区域名	幼稚園		認可保育所	
	数	名称	数	名称
全市	1	学校法人 　くるみ幼稚園	8	社会福祉法人 　海野保育園 公立保育園 　田中保育園 　滋野保育園 　祢津保育園 　和保育園 　北御牧保育園 NPO 法人 　第１おひさまこども園 　第２おひさまこども園

令和２年４月１日　現在

※平成 29 年４月３日開所　認可外保育所「みまきっずRoom」
運営主体：社会福祉法人みまき福祉会

※平成 31 年４月１日開所　認可外保育所「こどもえん祢津」
運営主体：NPO 法人おもいやり乙女平

（2）東御市の子どもの人口の見通し

【東御市年齢別人口推計】　（単位：人）

	平成 30 年度実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	209	209	205	201	196	192
1・2 歳	435	448	439	430	421	411
3～5 歳	716	705	692	681	667	655
0～5 歳児	**1,360**	**1,362**	**1,336**	**1,312**	**1,284**	**1,258**
6～8 歳	779	747	738	729	720	711
9～11 歳	795	783	770	760	750	741
0～11 歳合計	2,934	2,893	2,844	2,801	2,754	2,710

基準日：10 月 1 日現在
コーホート変化率法による推計

2　子ども・子育て支援法の事業類型

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２区分に分類され、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

子どものための 教育・保育給付	施設型給付 （長野県が認可）	1　公立幼稚園 2　新制度への移行を選択する私立幼稚園 3　認可保育所 4　幼保連携型認定こども園 5　幼稚園型認定こども園 6　保育所型認定こども園 7　地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付 （東御市が認可）	8　小規模保育 9　家庭的保育 10　居宅訪問型保育 11　事業所内保育
地域子ども・ 子育て支援事業		1　利用者支援事業 2　地域子育て支援拠点事業 3　妊婦健診 4　乳児家庭全戸訪問事業 5　養育支援訪問事業 6　子育て短期支援事業 7　ファミリー・サポート・センター事業 8　一時預かり事業 9　延長保育事業 10　病児・病後児保育事業 11　放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 12　実費徴収に係る補足給付を行う事業 13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

3　教育・保育給付対象事業の確保方策

（1）施設型給付における計画の方向性

① 地域型保育事業の認可に係る需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。（児童福祉法第 34 条の 15 第５項）

本市では、この原則に照らして、本計画に定める教育・保育提供区域の必要利用定員総数（量の見込み）に基づき、地域型保育事業の認可を実施してきました。今後については、保護者の就業状況により、必要に応じて実施します。

② 教育・保育の一体的提供の推進

ア 認定こども園の普及に係る基本的考え方

本市では学校法人くるみ幼稚園の耐震化による園舎改築にあわせ、令和３年４月１日から幼稚園型認定こども園（定員 75 人：１号 30 人、２号 45 人）の設置を予定しています。また、市内保育所についても運営の在り方を検討していきます。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及び その推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

ウ 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

市内に設置されている地域型保育事業者（NPO 法人おもいやり乙女平）と、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じて連携を図ります。

エ 幼稚園（移行後は認定こども園）、保育所と小学校等との連携

幼稚園（移行後は認定こども園）、保育所と小・中学校との連携を図り、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

（２）地域型保育給付における計画の方向性

① 小規模保育

定員６人～ 19 人の比較的小規模な集団で保育を提供するサービスで、定員の規模、職員の配置基準等によりA 型・B 型・C型の３類型にて実施されます。

本市においては、平成27年４月１日NPO法人思いやり乙女平、第１おひさまこども園（現定員12人)、平成28年４月１日同法人第2おひさまこども園（現定員18人）の認可を行い、未満児保育の需要に対応しています。今後も保護者の就業状況や保育ニーズ等の状況を踏まえながら検討します。

② 家庭的保育

保育者の居宅などにおいて、５人以下の０～２歳児を受け入れて保育を提供する（保育ママ）サービスです。現在、本市におけるサービス提供の予定はありませんが、今後必要に応じて検討します。

③ 居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において、０～２歳児に保育を提供する（ベビーシッター）サービスです。現在、本市におけるサービス提供の予定はありませんが、今後必要に応じて検討します。

④ 事業所内保育

主として自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供するサービスです。現在、本市においてサービスを提供している事業所はありませんが、各事業所との連携を図りながら、今後必要に応じて検討します。

4　需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの需要量は、第 1 期子ども・子育て支援事業計画と同様に、家族類型別の子どもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出します。

（１）算出項目

①教育・保育施設及び事業

	対象事業	対象年齢
1	1 号認定（認定こども園及び幼稚園）	３～５歳
2	2 号認定のうち幼稚園利用希望の家庭（認定こども園及び幼稚園）	３～５歳
3	2 号認定（認定こども園及び保育所）	３～５歳
4	3 号認定（認定こども園及び保育所・地域型保育所）	０歳、１・２歳

②地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	０～６年生
2	地域子育て支援拠点事業	０～２歳
3	妊婦健診	―
4	乳児家庭全戸訪問事業	０歳
5	養育支援訪問事業	０～18 歳
6	子育て短期支援事業	０～18 歳
7	ファミリー・サポート・センター事業	０歳～６年生
8	一時預かり事業	０～５歳
9	延長保育事業	０～５歳
10	病児・病後児保育事業	０～６年生
11	放課後児童健全育成事業	１～６年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	０～５歳
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	―

（＿＿は全国共通で量の見込を算出する項目）

※１、３、４、６、７、12 は、事業形態の性質上ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※５、８、９、10、11 は、ニーズ調査を基本とし、これまでの実績値を加味して量の見込を算出しました。

（２）算出方法

子どもの人口の推計	コーホート変化率法により、令和 2～6 年度の０～11 歳の子どもの人口を推計する。
家庭類型の分類	ニーズ調査の結果父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。 【家庭類型】 タイプＡ：ひとり親家庭 タイプＢ：フルタイム×フルタイム タイプＣ：フルタイム×パートタイム タイプＤ：専業主婦（夫） タイプＥ：パート×パート タイプＥ´：パート×パート（短時間） タイプＦ：無業×無業 （以上）年齢別に分類
量の見込みを算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込を算出する。

5　教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策

（1）施設型給付及び地域型保育給付の量の見込み及び確保方策

（単位：人）

区　分			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1号認定	量の見込み		67	66	66	65	64
	確保方策		67	66	66	65	64
		特定教育・保育施設	6	36	36	36	36
		確認を受けない幼稚園	61	30	30	29	28
	過不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み		624	613	603	591	581
		教育ニーズ	29	29	28	28	28
		保育ニーズ	595	584	575	563	553
	確保方策		624	613	603	591	581
		特定教育・保育施設	624	613	603	591	581
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足		0	0	0	0	0
3号認定0歳児	量の見込み		57	59	61	63	65
	確保方策		57	59	61	63	65
		特定教育・保育施設	48	50	52	54	56
		特定地域型保育事業所	9	9	9	9	9
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足		0	0	0	0	0
3号認定1～2歳児	量の見込み		232	237	240	244	246
	確保方策		232	237	240	244	246
		特定教育・保育施設	211	216	219	223	225
		特定地域型保育事業所	21	21	21	21	21
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足		0	0	0	0	0
合　計			980	975	970	963	956

公立保育園	720	720	720	720	720
海野保育園	100	100	100	100	100
小規模保育所	30	30	30	30	30
くるみ幼稚園	120	75	75	75	75
合　計 （受入可能数：2,3 号定員の２割増）	970 (1,140)	925 (1,095)	925 (1,095)	925 (1,095)	925 (1,095)

6　地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策

（1）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業で、本市においては、東部子育て支援センターで行っている一般型と保健センターで行っている母子保健型を継続して実施します。

	平成 30 年度 実績	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
確保策 実施か所数（一般型）	1	1	1	1	1	1
確保策 実施か所数（母子保健型）	1	1	1	1	1	1

（2）　地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、東部子育て支援センターの「すくすく広場」、北御牧子育て支援センター「みまき未来館」の運営に該当する事業で継続して実施します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込 （延人）	17,350	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
確保策（人）	17,857	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
実施か所数	2	2	2	2	2	2

（3）　妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市では基本健診14 回分の受診票を交付しており、継続して実施します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込 （実人）	217	215	212	210	207	205
確保策（人）	187	215	212	210	207	205
健診回数 （1 人につき）	14	14	14	14	14	14

（４）乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、継続して実施します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込 （実人）	217	215	212	210	207	205
確保策（人）	232	215	212	210	207	205

（５）養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。本市では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師や家庭児童相談員の訪問指導などを実施し、また家事の援助が必要な家庭に対しヘルパーの委託訪問を実施しています。関係機関との連携を図りながら継続して実施します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（人回）	50	50	50	50	50	50
確保策（人回））	16	50	50	50	50	50
実施か所数	1	3	3	3	3	3

（6）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業で、継続して実施します。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施については、必要に応じて対応します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（延人）	8	10	10	10	10	10
確保策（人）	0	10	10	10	10	10
実施か所数	3	3	3	3	3	3

（7）子育て援助活動支援事業
（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。平成30年度より提供会員の養成講座を開催しています。提供会員確保のため、適宜養成講座を開催します。

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実人）	—	46	46	46	46	46
確保策（人）	0	270	270	270	270	270
実施か所数	0	1	1	1	1	1

（8）預かり保育事業

未入園児の保護者の急な要件により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。本市の市内６保育園では未入園児を対象に、くるみ幼稚園では、在園児を対象に継続して実施します。また幼稚園型認定こども園に移行後に、くるみ幼稚園で２歳児を対象に預かり保育事業を実施する予定です。

◆幼稚園以外（保育園）での一時預かり（未入園児を対象とした預かり保育：一時保育）

	平成 30 年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実人）	700	800	800	800	800	800
確保策（人）	833	800	800	800	800	800
実施か所数	6	6	6	6	6	6

◆幼稚園での一時預かり（在園児を対象とした預かり保育）

	平成30年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（延人）	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保策（人）	1,181	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実施か所数	1	1	1	1	1	1

◆幼稚園での預かりⅡ型（未入園の２歳児を対象とした預かり保育）

	平成30年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（延人）	—	—	20	20	20	20
確保策（人）	—	—	20	20	20	20
実施か所数	—	—	1	1	1	1

（９）延長保育事業

保育所利用者を対象に、保育認定時間外に保育を希望する場合に提供する事業で、本市では６か所の保育園で継続して実施します。

	平成30年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実人）	800	800	800	800	800	800
確保策（人）	793	800	800	800	800	800
実施か所数	6	6	6	6	6	6

(10）病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業で、本市では２か所で継続して実施します。

	平成30年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（延人）	40	50	50	50	50	50
確保策（人）	53	50	50	50	50	50
実施か所数	2	2	2	2	2	2

(11)　放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本市では、平成27年度より高学年の受け入れをしており、継続して実施します。

	平成30年度 実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（人）	257	299	311	315	314	312
確保策（人）	252	299	311	315	314	312
実施か所数	7	9	8	8	8	8

(12)　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市においては、新制度未移行幼稚園の保護者に対し、副食費の補助（第２子半額、第３子以降全額、ただし上限額の設定あり）を実施します。

(13)　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業で、本市においては、特定教育・保育の供給体制が充足していることから、当面実施予定はありません。

7　子育て支援施策の推進

基本理念　Ⅰ　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標　1

安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

施策の展開	
	1　子育て家庭への細やかな支援の充実
	（1）愛着形成の支援と孤立化予防
	（2）世代を超えた子育て支援体制の推進
	（3）自然活動体験の充実
	（4）個別支援の充実
	（5）情報発信の充実
	（6）就労に関する相談
	2　より豊かな幼児教育・保育の実践
	（1）教育・保育環境の整備
	（2）運動遊びの充実
	（3）療育支援と発達特性に対する知識の普及
	3　安心して子育てできる環境づくり
	（1）適切な公園管理
	（2）道路・橋梁の管理
	（3）交通安全・防犯意識の向上

基本目標　2

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策の展開	
	1　安心・安全な子どもの居場所づくりと教育環境の整備
	（1）子どもの放課後活動

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　1

生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

施策の展開

1　生涯を通じた健康増進の推進
（1）母子の健康増進
（2）切れ目ない支援の充実
（3）愛着形成の支援と虐待予防

基本目標　2

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

施策の展開

1　支えあう地域福祉づくりの推進
（1）地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
2　障がい児福祉の充実
（1）切れ目ない支援の充実
3　虐待防止の推進
（1）虐待防止の啓発、早期発見、早期支援
（2）関係機関との情報共有と連携強化
4　子どもの貧困対策の推進

基本理念　Ⅰ　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標　１　安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

基本施策　１　子育て家庭への細やかな支援の充実

現状と課題

【現状】

・子どもと関わることなく親となり、赤ちゃんの扱い方やどのように遊んだらよいのか、どのように過ごしたらよいのかわからないという訴えが多く聞かれます。
・子育て中の親子が交流する場や機会が求められています。
・子どもの発達に不安があり、子どもへの接し方や発達に関する相談が増えています。
・子どもの数が増えると育児に自信がなくなり、不安になるという相談が増えています。
・就労と子育ての両立に不安を感じているという訴えが多く聞かれています。
・中央公園や里山に出向き、自然の中で親子で遊び込む活動を実施しています。

【課題】

・妊娠期から子どもと触れ合う経験を通して具体的に子育てをイメージし、子育てのための良好な家庭環境を準備したり、子どもの成長発達の正しい知識を深め、適切に関わることにより“愛着が形成される”ことを重点的に支援していく必要があります。
・子育て家庭同士の交流を図ることで、育児の不安や負担を軽減し、自分の子育てに自信をもって、楽しみながら育児ができるよう支援することにより、育児の孤立化や虐待を予防します。また支援が必要な家庭については、個々の相談に対応し、他機関との連携により、総合的かつ継続的に支援していくことが求められています。
・子育て世代のニーズを的確に把握し、地域ごとののびのびっこや外遊びの会等サークル活動を通じて地域内の交流を広げるとともに、子育て世代に関わるボランティアの育成や活動支援を推進していく必要があります。
・次世代の中高校生や若者が、結婚や子育てに関心が持てるよう、子育て世代との交流を推進していくことが必要とされています。

目指す姿

家庭や地域に子どもがいることに幸福感を実感できるよう、子育て家庭への細やかな支援を推進し、地域とともに子どもを安心して産み育てられる環境を目指します。

具体的な取り組み

（１）母子の愛着形成の支援や児童虐待を予防するため、妊娠期及び乳児期早期を対象とし

た教室や相談事業等を開催します。

具体的な事業

○0 歳児のママ広場　○ふれあいひろば　○育児座談会　○利用者支援事業
○つくって遊ぼう　○BP プログラム・NP プログラムの実施（注 1、2）
○子育て応援相談　○すくすく相談　○発達支援

（2）中高校生や子育て世代などとの交流の場を創出し、世代を超えた子育て支援体制を推進します。また子育てしやすい地域づくりについて、市民や地域、企業等とともに学び、考える機会を設けます。

具体的な事業

○ぽけっとひろば　○のびのびっこ・外遊びの会の活動支援
○ボランティアの活動支援　○中高校生のボランティア活動等の受け入れ
○子育てフェスティバル　○市立保育園での実習・職業体験等の受け入れ

（3）東御の豊かな自然環境の中で、親子で外遊びや里山活動を楽しみ、様々な体験を通じて子どもの元気な育ちを応援します。

具体的な事業

○こうえんひろば　○里山活動（公財：身体教育医学研究所主催）
○のびのびっこ・外遊びの会の活動支援

（4）支援が必要な家庭について、個別に相談に対応し、必要な支援を行います。また他機関との連携により、総合的かつ継続的に支援します。

具体的な事業

○発達支援事業　○養育支援訪問事業（注 3）
○子育て短期支援事業（注 4）　○ペアレントトレーニング

（5）子育て応援ポータルサイト等により適切に情報発信を行います。

具体的な事業

○子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」の運営　○子育てガイドブック

（6）就労に係る相談等ができる機会を設けます。

具体的な事業

○「えべや」との連携事業　○県の就労相談事業

注　1 BP プログラム…Baby Program 親子の絆づくりプログラム
　　2 NP プログラム…Nobady's Perfect カナダ発の就園前の子どもを持つ親支援プログラム

3 養育支援訪問事業…子どもの安定した養育のため家事支援が必要と認められる家庭に対し、
家事支援ヘルパーを派遣する事業

4 子育て短期支援事業…保護者が疾病により子どもを育てることが難しい場合や、経済的及び社会的な事由により保護者が不在となる場合等において、短期間(原則 7 日以内)の間、お子さんをお預かりする事業

※政策ごとに SDGs(持続可能な開発目標)のアイコンを表示しています。

基本理念　Ⅰ　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標　１　安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

基本施策　２　より豊かな幼児教育・保育の実践

現状と課題

【現状】

・子どもたちが心身ともに健やかに成長することを目的に、運動遊びや信州型自然保育、食育事業を行っています。

・早期療育支援体制を構築し、園が中心となり５歳児発達相談事業を実施しています。

【課題】

・多様な幼児教育・保育ニーズに応えられるよう、保育士の確保と質の高いサービスの提供など保育環境の充実が求められています。

・発達支援は、医療、保健、保育、教育、福祉、子育て支援と多岐にわたる連携が求められ、リアルタイムでの情報共有が必要です。

目指す姿

発達特性を早期に発見し適切な療育を促す支援をするとともに、幼児の自発性、好奇心などを重視した取り組みにより、生涯の生活の基礎となる生きる力をはぐくみ、より豊かな幼児教育・保育の実現を目指します。

具体的な取り組み

（１）保育サービスの充実と、安全で良好な幼児教育・保育環境の整備を進めます。

具体的な事業

○幼児教育・保育施設環境の整備	○特別保育の充実
○食育事業	○保育士等研修事業

（２）運動遊びの対象年齢を拡大し、心身ともに健やかな子どもの成長を支援します。

具体的な事業

○運動遊び事業	○信州型自然保育

（３）発達特性の早期発見と発達段階に応じた療育支援の充実、発達特性への正しい知識の普及推進を図ります。

具体的な事業

○５歳児発達相談事業	○発達支援事業

基本理念　Ⅰ　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標　１　安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

基本施策　３　安心して子育てできる環境づくり

現状と課題

・都市公園及び道路・橋梁を計画的に維持管理していくことが必要です。
・子どもの交通安全の確保が必要です。
・保育園等での防犯教室や災害の時の避難訓練等防犯意識の向上を図っていくことが必要です。

目指す姿

子どもが安心して遊べる環境づくりを目指します。

具体的な取り組み

（１）「公園施設長寿命化計画」、「道路整備計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、適切な維持管理をします。
（２）道路・橋梁整備などを計画的に行います。
（３）交通安全教室や防犯教室の実施、通学路の安全確保を図ります。

個別計画

公園施設長寿命化計画　道路整備計画　橋梁長寿命化修繕計画

基本理念　Ⅰ　子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標　２　心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

基本施策　１　安心・安全な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

現状と課題

【現状】

・児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした「児童館」と、保護者の就労等により留守家庭へ帰宅せざるを得ない家庭の小学生を対象としている「放課後児童クラブ」を運営しています。

・放課後児童クラブの利用者数が年々増加しています。

【課題】

・放課後児童クラブ利用者が今後さらに増加することが予想されるため、受入可能数を増やす必要があります。

・小学校から離れた場所にある児童館について、利用小学生の安全性と利便性を向上させるため、小学校近隣への移設を検討する必要があります。

・放課後に異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ機会が少ないため、学年を超えた交流の機会を検討する必要があります。

目指す姿

放課後児童対策として児童館や放課後児童クラブの運営をしてきており、引き続き保護者のニーズを捉え、児童の放課後の居場所環境の整備を進めます。

具体的な取り組み

（１）子どもの放課後活動

①児童館と放課後児童クラブの充実を図り、子どもが子どもらしく主体的に過ごす時間を創出します。

②地域との連携を深め、異年齢や地域住民との交流活動を推進します。

③保護者のニーズを捉え、子どもの放課後の環境改善を進めます。老朽化した和児童館の移転新築事業を令和３年度以降に実施し、新施設に放課後児童クラブを併設させ、環境改善と利便性の向上を図ります。

個別計画

東御市教育基本計画

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　１　生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

基本施策　２　生涯を通じた健康増進の推進

現状と課題

【現状】

・社会情勢の変化と生活スタイルの多様化などにより、妊娠、出産、子育てに対して近親者の支援が得られにくくなっています。

【課題】

・子どもが好ましい生活習慣を身につけ健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を提供する必要があります。

目指す姿

自らの健康は自らつくることを基本にライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康で元気なまちを目指します。

具体的な取り組み

（１）妊産婦健診、乳幼児健診による疾病、障がい等の早期発見と早期支援を実施します。

（２）妊産婦及び乳幼児家庭訪問による保健指導、出産・子育てに係る相談を実施します。

（３）両親学級、離乳食教室等による妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発を行います。

（４）産後ケア事業、各種相談及び心の健康づくり講座等により育児に係る負担と不安の軽減を図ります。

（５）関係部署、機関等との連携による妊娠・出産・子育てに係る切れ目ない支援を提供します。

（６）各事業を通じた児への愛着形成の促進及び虐待の未然防止に努めます。

個別計画

東御市健康づくり計画（母子保健計画、食育推進計画）

東御市自殺対策計画

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　２　誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策　１　支えあう地域福祉づくりの推進

現状と課題

【現状】

・少子高齢化や核家族化の進展に伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄化しています。

【課題】

・地域、隣近所の絆を深め、共に支え合いながら暮せる体制づくりが重要となってきています。地域、団体、行政、社会福祉協議会など多様な機関が連携した支え合いの体制づくりの構築が必要です。

目指す姿

地域で暮らす一人ひとりの市民が主役になって、地域の絆を深め、共に支えあいながらまとまりを育むことにより、福祉が充実した地域社会の実現を目指します。

具体的な取り組み

市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備及び地域福祉意識の啓発活動を実施します。

（１）災害時支えあい台帳作成・更新を行います。

個別計画

東御市地域福祉計画

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　２　誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策　２　障がい児福祉の充実

現状と課題

・現状においても障がい児のライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援ができる環境の整備を推進するために、関係機関が連携するとともに、障がいの早期発見から早期療育につなげる体制を強化する必要があります。

目指す姿

障がい児が福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図るとともに、障がいのある人もない人も尊重しあって地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

具体的な取り組み

（１）運動発達支援、SST（注 1）などの障がい児の力を伸ばす療育支援や放課後、長期休暇中における居場所の確保をする支援を柱とし、多岐にわたる障がい児支援サービスを提供します。

注１　SST…ソーシャル・スキル・トレーニング　人が社会で生きていくうえで必要な技術を習得するための訓練

（２）乳幼児健診、特別支援学級、ペアレント・トレーニング等の充実において、保健、医療、教育、労働等との連携を強化し推進します。

個別計画

東御市障がい者計画
東御市障がい児福祉計画

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　２　誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策　３　虐待防止の推進

現状と課題

【現状】

・児童虐待の件数は一定の水準のまま推移しています。

【課題】

・虐待防止のため、関係機関との連携強化、さらには、未然に防ぐ関係者のスキルアップが課題です。

目指す姿

児童虐待の防止、早期発見、早期相談、早期対応、早期支援に関する施策を推進するとともに権利擁護体制の充実を図り、安心して生活を営めることを目指します。

具体的な取り組み

（１）地域での見守り、声がけ体制を構築します。

（２）東御市虐待等防止総合対策推進協議会を開催し、児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携強化を図ります。

（３）相談窓口の周知を行います。

個別計画

東御市障がい者計画

基本理念　Ⅱ　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標　２　誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策　４　子どもの貧困対策の推進

現状と課題

【現状】

・子どもが生まれた時から現在までの生活や将来においても、生まれ育った家庭環境によって左右されることがあり、県の調査によると、子どもの７人に１人が困窮家庭であるという現状です。

【課題】

・子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保証されることにより、子どもが夢や希望を持つことができるよう、貧困対策を総合的に推進することが求められています。

目指す姿

子ども等の生活及び取り巻く状況に応じて包括的かつ早期に貧困対策を講ずることにより、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、子どもが心身ともに健やかに育成されることを目指します。

具体的な取り組み

国、県の動向を注視するとともに、市の福祉、教育等を中心に関係機関が連携を行うことにより、教育の支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的な支援等を総合的に取り組みます。

（１）自立相談支援事業の推進
（２）家計改善支援事業の推進
（３）子どもの学習・生活支援事業の推進
（４）就労準備支援事業の推進

第５章　計画の推進

１　計画の推進

（１）連携による計画の推進

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やＮＰＯ、地域団体、企業や事業所等との各種関係団体と連携し、施策を推進します。

（２）庁内関係機関の連携

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局、市民生活部局、都市整備部局等、様々な部局に及びます。市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

２　計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について庁内チームによる定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、第２次東御市総合計画・後期基本計画との整合性を図りながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

1　第２期東御市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年度	年月日	会議等	内容
平成 30 年度	H30.11.20	第１回子育て支援審議会	第１期計画進捗状況について 第２期計画について ニーズ調査について 企業アンケートについて
	H30.11		企業アンケートの実施
	H31.1.16	第２回子育て支援審議会	企業アンケートの結果 ニーズ調査実施について 小規模保育事業及び放課後児童クラブについて
	H31.1		ニーズ調査の実施
令和元年度	R1.7.29	第１回子育て支援審議会	第１期計画進捗状況について 第２期計画（素々案）について （ニーズ調査結果含） 幼児教育・保育の無償化について ニーズ調査結果について
	R1.10.30	第２回子育て支援審議会	第２期計画（素案）について パブリックコメントの実施について
	R1.12.25 ～R2.1.23		パブリックコメントの実施
	R2.2.17	第３回子育て支援審議会	パブリックコメントの結果について 第２期計画（案）について 原案承認

2　子育て支援審議会委員名簿

【敬称略】

推薦団体	氏　名	職　名　等
民生委員児童委員協議会	栗原　陽子	田中地区主任児童委員
	土屋　篤子	滋野地区主任児童委員
	楢原　みち代	祢津地区主任児童委員【職務代理】
	岡田　和子	和地区主任児童委員
	宮坂　美代子	北御牧地区主任児童委員
	丸山　京子	北御牧地区主任児童委員
保育園保護者会連合会	春原　孝美	保育所の幼児の保護者
	渡邊　良枝	保育所の幼児の保護者
くるみ幼稚園保護者会	平澤　綾	幼稚園の幼児の保護者
私立保育園の代表者	関　旦子	海野保育園園長
私立幼稚園の代表者	月岡　栄子	くるみ幼稚園園長
東御市商工会	本山　幸則	東御市商工会青年部長
青年または女性で構成する団体に属する者	塩川　典子	東御市女性団体連絡協議会
児童福祉に関係するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体に属する者	尾形　裕子	すくすくママ～ず
社会教育団体及び学校教育団体に属する者	柳澤　一馬	社会教育委員会【会長】
東御市教育委員会	小林　利佳	東御市教育委員

3　子育て支援審議会条例

平成16年4月1日

条例第102号

改正　平成25年12月25日条例第32号

（設置）

第1条　市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

(1)　子育て支援施策に関すること。

(2)　保育所の運営に関すること。

(3)　保育料に関すること。

(4)　その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

（組織）

第3条　審議会は、委員10人以上で組織する。

2　委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1)　児童福祉に関係する者

(2)　保育所及び幼稚園の幼児の保護者

(3)　私立の保育所及び幼稚園の代表者

(4)　商工業団体に属する者

(5)　青年又は女性で構成する団体に属する者

(6)　児童福祉に関係するボランティア団体に属する者

(7)　社会教育団体及び学校教育団体に属する者

(8)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条　審議会に会長を置き、委員が互選する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会の会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事）

第７条　審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

4　東御市関連施設一覧

出産できる施設

施設名	住所	連絡先
東御市立　助産所とうみ	鞍掛 198	62－0168

子育て支援施設

施設名	住所	連絡先
東部子育て支援センター	県 282－2	64－5814
北御牧子育て支援センター	大日向 338－1	67－3676

保育園

施設名	住所	連絡先
社会福祉法人　海野保育園	本海野 575	62－2800
東御市立　田中保育園	田中 459－2	62－1602
滋野保育園	滋野乙 2023－1	63－6468
祢津保育園	祢津 1262	63－6816
和保育園	和 8017－2	63－6815
北御牧保育園	大日向 102	67－2093

幼稚園

施設名	住所	連絡先
学校法人くるみ学園 くるみ幼稚園	県 326－5	75－6113

小規模保育所

施設名	住所	連絡先
NPO 法人おもいやり乙女平 第 1 おひさまこども園	滋野 736－128	63－5969
NPO 法人おもいやり乙女平 第 2 おひさまこども園	滋野 736－135	75－0725

児童館・児童クラブ

施設名	住所	連絡先
田中児童館	県 109	63－5968
田中児童クラブ	県 71－2	62－5300
滋野児童館	滋野乙 507－7	64－0021
滋野児童クラブ	滋野乙 2966－3	62－3399
祢津児童館	祢津 917－4	62－5171
祢津児童クラブ	祢津 1009	62－0291
NPO 法人おもいやり乙女平 おひさま児童クラブ	祢津 1023－1	55－7919
和児童館	海善寺 1070－1	64－3704
和児童クラブ	海善寺 1244	62－0292
北御牧児童館	大日向 338－1	67－3676
北御牧児童クラブ	大日向 338－1	67－3676

児童発達支援・放課後等デイサービス

施設名	住所	連絡先
NPO 法人普通の暮らし研究所 岩井屋こども館	御牧原 1402-1	75-7596

放課後等ディサービス

施設名	住所	連絡先
NPO 法人　笑明日（えみあす）	八重原 2418－12	71－0630

第２期東御市子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月

東御市　健康福祉部　子育て支援課
（電話）0268-64-5814（子育て支援係）　0268-64-5903（保育係）
（FAX）0268-64-3128（子育て支援係）　0268-63-2022（保育係）